



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） …… 1
- 証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則（税務課） …… 2

### 告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） …… 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） …… 3
- 公有水面埋立ての免許（漁港漁場課） …… 3
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） …… 4
- 国道の供用の開始（道路管理課） …… 5
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） …… 5

### 公 告

- 狩猟免許試験の実施（自然保護課） …… 6
- 大規模小売店舗の新設の届出（商工振興課） …… 6
- 大規模小売店舗の変更の届出（商工振興課） …… 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見を踏まえた変更の届出（商工振興課） …… 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立南部工業高等学校） …… 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部警務課） …… 10
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部警務課） …… 11

### 収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定・6件 …… 13

## 規 則

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県規則第36号

#### 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2号様式6(1)ウ(ウ)中

「（平成22年度の制度完成時）

| 支給対象地域 | 支給率 | 一般行政職の制度<br>（支給率） |
|--------|-----|-------------------|
|        | %   | %                 |
|        | %   | %                 |

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げる」として

を削り、同様式中6を7とし、5を6とし、同様式4(3)中

「 (平成22年度の制度完成時)

| 支給対象地域 | 支給率 | 国の制度 (支給率) |
|--------|-----|------------|
|        | %   | %          |
|        | %   | %          |
|        | %   | %          |
|        | %   | %          |

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げる」として

を削り、同様式中4を5とし、3を4とし、2を3とし、同様式1の次に次のように加える。

2 一般行政職給料表の状況 ( 年 月 日現在) (単位：円)

|           | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1号級の給料月額  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 最高号級の給料月額 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

備考 給料月額は、給料抑制措置を行う前のものである。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第37号

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和51年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項中「、公益法人であって」を削り、「もの」を「者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第3条第1項の規定により収納計器の取扱人に指定されている者は、この規則の施行の日に、改正後の証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第3条第1項の規定により収納計器の取扱人に指定されたものとみなす。

告 示

沖縄県告示第383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり伊平屋村土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 7月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

| 理事、監事の別 | 氏 名  | 住 所             |
|---------|------|-----------------|
| 理事      | 國吉眞安 | 伊平屋村字田名3449番地   |
| 理事      | 新垣正順 | 伊平屋村字田名1630番地   |
| 理事      | 沢岨信明 | 伊平屋村字田名1529番地の1 |
| 理事      | 名嘉文男 | 伊平屋村字田名1597番地   |
| 理事      | 仲里明人 | 伊平屋村字田名1567番地   |
| 理事      | 安里武雄 | 伊平屋村字田名1803番地   |
| 理事      | 仲里恵一 | 伊平屋村字田名1603番地   |
| 監事      | 新垣勝正 | 伊平屋村字田名1526番地の1 |
| 監事      | 宮里信亮 | 伊平屋村字田名3412番地   |

任期 平成24年 4月25日から平成28年 4月24日まで

2 退任

| 理事、監事の別 | 氏 名  | 住 所             |
|---------|------|-----------------|
| 理事      | 國吉眞安 | 伊平屋村字田名3449番地   |
| 理事      | 新垣正順 | 伊平屋村字田名1630番地   |
| 理事      | 新垣文儀 | 伊平屋村字田名1569番地   |
| 理事      | 仲地功憲 | 伊平屋村字田名1543番地   |
| 理事      | 沢岨信明 | 伊平屋村字田名1629番地の1 |
| 理事      | 国吉真儀 | 伊平屋村字田名1598番地   |
| 理事      | 宮里真昇 | 伊平屋村字田名3385番地の4 |
| 理事      | 安里与一 | 伊平屋村字田名1606番地   |
| 監事      | 伊礼幸雄 | 伊平屋村字田名1528番地の2 |
| 監事      | 宮里信亮 | 伊平屋村字田名3412番地   |

沖縄県告示第384号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、久米島加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成24年 7月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第385号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許

した。

平成24年7月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成24年7月19日 沖縄県指令農第738号

2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施工区域

(1) 埋立区域

ア 位置 うるま市勝連町平敷屋3784番22の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線、⑬の地点から⑯の地点までを順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位 (D.L.+2.34メートル) における公有水面とうるま市勝連平敷屋3784番22との境界線及び①の地点と⑯の地点を結ぶ平成23年の秋分の満潮位 (D.L.+2.34メートル) における公有水面とうるま市勝連平敷屋3784番22との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点赤3浜屋 (北緯26度18分29秒4503、東経127度54分59秒1898) から85度10分05秒562.05メートルの地点

②の地点 ①の地点から161度58分22秒94.81メートルの地点

③の地点 ②の地点から251度59分07秒3.79メートルの地点

④の地点 ③の地点から342度03分54秒1.88メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から253度11分24秒0.99メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から342度00分25秒3.48メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から73度47分10秒0.94メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から342度09分05秒33.96メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から259度40分50秒1.06メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から340度55分02秒3.41メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から77度55分03秒0.96メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から342度22分06秒34.08メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から252度16分10秒1.23メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から342度24分29秒3.57メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から75度23分28秒1.00メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から342度25分21秒14.45メートルの地点

ウ 面積 369.81平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 沖縄県うるま市勝連平敷屋3784番22の地内及び同地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とDの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 四等三角点赤3浜屋 (北緯26度18分29秒4503、東経127度54分59秒1898) から82度49分28秒562.22メートルの地点

Bの地点 Aの地点から161度58分24秒139.05メートルの地点

Cの地点 Bの地点から251度58分23秒46.89メートルの地点

Dの地点 Cの地点から341度58分24秒139.05メートルの地点

ウ 面積 6,519.70平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

#### 沖縄県告示第386号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成24年7月27日から同年8月9日まで一般の縦覧に供する。

平成24年7月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護宜野座線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 旧新の別 | 区間                                 | 敷地の幅員         | 延長   |
|------|------------------------------------|---------------|------|
| 旧    | 名護市字我部祖河131番1から<br>名護市字我部祖河131番1まで | 19.2m ～ 20.6m | 2.7m |
| 新    | 名護市字我部祖河131番1から<br>名護市字我部祖河131番1まで | 19.1m ～ 19.2m | 2.7m |

沖縄県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成24年7月27日から同年8月9日まで一般の縦覧に供する。

平成24年7月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 18号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 旧新の別 | 区間                             | 敷地の幅員         | 延長    |
|------|--------------------------------|---------------|-------|
| 旧    | 名護市字名護5606番から<br>名護市字名護5606番まで | 30.1m ～ 36.4m | 12.7m |
| 新    | 名護市字名護5606番から<br>名護市字名護5606番まで | 30.1m ～ 42.4m | 12.7m |

沖縄県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成24年7月27日から同年8月9日まで一般の縦覧に供する。

平成24年7月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 331号
- 2 供用開始の区間 名護市字瀬嵩40番4から名護市字瀬嵩456番3まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月27日

沖縄県告示第389号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年7月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

| 区域の名称 | 指定の区域                       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------------------------|---------------------|
|       | 糸満市字武富の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」 |                     |

|       |  |
|-------|--|
| 武富(2) | は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。) 急傾斜地の崩壊 |
|-------|--|

**公 告**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成24年 7月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 日時及び場所

| 日時                               | 場所               |                |
|----------------------------------|------------------|----------------|
|                                  | 会場名              | 所在地            |
| 平成24年 9月 7日（金曜日）<br>9時30分から17時まで | 沖縄県庁 4階第1会議室     | 那覇市泉崎 1丁目2番2号  |
|                                  | 沖縄県八重山合同庁舎 1階会議室 | 石垣市字真栄里438番地の1 |

2 受験手続 狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書を平成24年 8月 6日（月曜日）から同月24日（金曜日）までに沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課（電話番号0980-52-2832）、沖縄県南部林業事務所（電話番号098-941-2583）、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課（電話番号0980-72-2365）又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課（電話番号0980-82-2342）に提出すること。

3 その他 詳細については、沖縄県環境生活部自然保護課（電話番号098-866-2243）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年 7月27日から同年11月27日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。

平成24年 7月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 届出年月日 平成24年 7月 6日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地（仮称）ニトリ宜野湾店 宜野湾市大山六丁目464番地ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ニトリホールディングス 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 代表取締役 似鳥昭雄
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ニトリ 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 代表取締役 似鳥昭雄
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年 3月 7日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,026平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 124台  
（「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。）
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 52台  
（「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。）
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 120平方メートル

（「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。）

(9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 44.43立方メートル

（「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。）

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時、閉店時刻 午後9時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後9時30分まで

(12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3か所、出口4か所、出入口の位置 次の図のとおり

（「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。）

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

### 3 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年7月27日から同年11月27日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成24年7月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイクマン具志川店 うるま市字江洲648番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 メイクマン開発株式会社 浦添市宇城間2689番地 代表取締役 大嶺一史

3 届出年月日 平成24年7月4日

### 4 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 4,157平方メートル

変更後 6,347平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 297台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 335台

（「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。）

5 変更する年月日 平成25年3月4日

### 6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年7月27日から同年11月27日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び宮古

島市観光商工局商工物産交流課において縦覧に供する。

平成24年7月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン宮古南ショッピングセンター 宮古島市平良字松原63  
1番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社大栄興産 宮古島市平良字  
松原551番地4 取締役 狩俣昌弘、株式会社沖縄ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役  
板倉晴彦
- 3 届出年月日 平成24年7月2日
- 4 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 369台  
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 535台  
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び宮古島市観光商工局商工物産交流課において  
縦覧に供する。)
  - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
変更前 出入口の数 入口6か所、出口6か所、出入口の位置 次の図のとおり  
変更後 出入口の数 入口4か所、出口5か所、出入口の位置 次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び宮古島市観光商工局商工物産交流課において  
縦覧に供する。)

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年7月27日

沖縄県立南部工業高等学校長 嘉 手 莉 良 治

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量 マシニングセンタ 1台、CNC旋盤 1台
  - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入の期限 平成25年2月28日（木曜日）
  - (4) 納入の場所 沖縄県立南部工業高等学校機械科実習棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 平成24年7月30日（月曜日）から同年8月13日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県立南部工業高等学校事務室 〒901-0402 沖縄県島尻郡八重瀬町字富盛1338番地 電話番号098-998-2313
- 4 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 平成24年9月10日（月曜日）午後2時
  - (2) 場所 沖縄県立南部工業高等学校会議室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時まで3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
  - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出す



る場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年7月30日（月曜日）から同年8月13日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立南部工業高等学校事務室

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立南部工業高等学校
- (2) 所在地 〒901-0402 沖縄県島尻郡八重瀬町字富盛1338番地

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに3(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 平成24年9月7日（金曜日）午後5時  
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立南部工業高等学校に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時 平成24年8月6日（月曜日）午後2時  
イ 場所 沖縄県立南部工業高等学校会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 SUMMARY

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
Machining Center (1 units) And CNC Lathe (1 units)
- (2) DELIVERY DUE DATE AND DELIVERY PLACE  
February 28, 2013, Okinawa Prefectural Nanbu Technical Senior High School Mechanics course building
- (3) BIDDING EXPLANATION MEETING  
2:00 p.m. August 6, 2012
- (4) DATE FOR BIDS  
2:00 p.m. September 10, 2012
- (5) POINT OF CONTACT

Okinawa Prefectural Nanbu Technical Senior High School Office  
1338 Tomori Yaese Town, Okinawa, Japan, 901-0402  
Telephone 098-998-2313

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成24年7月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 調達する物品等の種類 男性警察官用夏服上衣（長袖）、男性警察官用夏服上衣（半袖）、男性警察官用夏服ズボン、女性警察官用夏服上衣（長袖）、女性警察官用夏服上衣（半袖）、女性警察官用夏服ズボン、男性警察官用冬ワイシャツ、女性警察官用冬ワイシャツ、男性警察官用合服上衣、男性警察官用合服ズボン、女性警察官用合服上衣及び女性警察官用合服ズボン（以下「警察官用制服等」という。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - (1) 営業年数が平成24年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 沖縄県警察が必要とする衣料等の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあっては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ 沖縄県警察が必要とする衣料等の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部警務部警務課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2313）
  - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から平成24年8月30日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵送により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成25年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

#### 8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

#### 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する警察官用制服等の売買に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年7月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達する物品等の名称及び数量

- ア 男性警察官用夏服上衣（長袖） 1,470着
- イ 男性警察官用夏服上衣（半袖） 1,420着
- ウ 男性警察官用夏服ズボン 920本
- エ 女性警察官用夏服上衣（長袖） 91着
- オ 女性警察官用夏服上衣（半袖） 81着
- カ 女性警察官用夏服ズボン 50本
- キ 男性警察官用冬ワイシャツ 1,470着
- ク 女性警察官用冬ワイシャツ 91着
- ケ 男性警察官用合服上衣 694着
- コ 男性警察官用合服ズボン 831本
- サ 女性警察官用合服上衣 53着
- シ 女性警察官用合服ズボン 64本

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 平成25年1月31日（木曜日）

(4) 納入の場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 警察官用制服等の売買に係る特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（平成24年7月27日付け沖縄県公報定期第4069号登載）により入札参加資格を有すると認められた者

(2) 仕様書に適合する製品の見本を平成24年8月30日（木曜日）午後6時までに7(2)に掲げる提出場所に提出し、沖縄県警察の検査に合格した者又は過去2年以内に当該仕様書に適合する製品と同等の製品を沖縄県警察に納品した実績のある者

(3) 生地製造業者の出荷引受書及び縫製工場の縫製引受書を平成24年8月30日（木曜日）午後6時までに7(2)に掲げる提出場所に提出した者

#### 3 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 この公告の日から平成24年8月30日（木曜日）午後6時までの間

(2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課（9(2)の場所）

#### 4 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成24年9月11日（火曜日）午前10時

(2) 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室

- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県警察本部庁舎4階会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成24年8月30日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までの間
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県警察本部警務部警務課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2313）
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
  - (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2242）
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
    - ア 期限 平成24年9月10日（月曜日）午後6時
    - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県警察本部警務部会計課（9(2)の場所）に提出すること。
  - (3) 入札説明会の日時及び場所
    - ア 日時 平成24年8月7日（火曜日）午前11時
    - イ 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室
  - (4) 最低制限価格 設定しない。
  - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
- (1) Items for bidding and quantity  
Male police officer summer shirts (long-sleeved) 1,470

Male police officer summer shirts (short-sleeved) 1,420  
 Male police officer summer pants 920  
 Female police officer summer shirts (long-sleeved) 91  
 Female police officer summer shirts (short-sleeved) 81  
 Female police officer summer pants 50  
 Male police officer winter shirts 1,470  
 Female police officer winter shirts 91  
 Male police officer between season wear jackets 694  
 Male police officer between season wear pants 831  
 Female police officer between season wear jackets 53  
 Female police officer between season wear pants 64

(2) Bid briefing session

Date and time : August 7, 2012 (Tuesday) 11:00 am ~  
 Place : Okinawa Prefectural Police Headquarters Building fourth floor Bidding Room

(3) Bid opening

Date and time : September 11, 2012 (Tuesday) 10:00 am ~  
 Place : Okinawa Prefectural Police Headquarters Building fourth floor Bidding Room

(4) Place to obtain item specifications and point of contact

Okinawa Prefectural Police Headquarters Police Administration Division  
 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-0021 Japan  
 Phone: 098-862-0110 (ext.2313)

**収 用 委 員 会 事 項**

沖縄県収用委員会告示第69号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年 7月27日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

| 所在         | 地番    | 地目 | 地積 (㎡) |          | 使用しようとする土地の面積 (㎡) |
|------------|-------|----|--------|----------|-------------------|
|            |       |    | 登記簿    | 実測       |                   |
| 伊江村字西江上ヤー原 | 1820番 | 原野 | 2,620  | 2,620.42 | 2,620.42          |

4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名    | 住所             |
|-------|----------------|
| 喜友名優希 | 沖縄市園田三丁目11番48号 |

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

| 氏名         | 住所                 | 権利の種類                  |
|------------|--------------------|------------------------|
| 株式会社沖縄海邦銀行 | 那覇市久茂地 2 丁目 9 番12号 | 抵当権 平成23年10月13日第12150号 |

|          |              |       |
|----------|--------------|-------|
| 沖縄電力株式会社 | 浦添市牧港五丁目2番1号 | 一時使用権 |
|----------|--------------|-------|

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年7月12日

沖縄県収用委員会告示第70号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年7月27日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・ハンセンの用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

| 所在        | 地番     | 地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) |        | 使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> ) |
|-----------|--------|----|---------------------|--------|--------------------------------|
|           |        |    | 登記簿                 | 実測     |                                |
| 金武町字金武石川原 | 8182番1 | 田  | 177                 | 177.93 | 177.93                         |

4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名    | 住所                            |
|-------|-------------------------------|
| 与那嶺義則 | 東京都杉並区成田東2丁目20番9号 クローバーハイツ101 |

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

| 氏名       | 住所           | 権利の種類 |
|----------|--------------|-------|
| 沖縄電力株式会社 | 浦添市牧港五丁目2番1号 | 一時使用権 |

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年7月12日

沖縄県収用委員会告示第71号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年7月27日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・ハンセンの用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

| 所在        | 地番    | 地目  | 地積(m <sup>2</sup> ) |        | 使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> ) |
|-----------|-------|-----|---------------------|--------|--------------------------------|
|           |       |     | 登記簿                 | 実測     |                                |
| 金武町字金武長地原 | 8620番 | 雑種地 | 747                 | 747.39 | 747.39                         |

4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名    | 住所                            |
|-------|-------------------------------|
| 与那嶺義則 | 東京都杉並区成田東2丁目20番9号 クローバーハイツ101 |

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし  
 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年 7月12日

沖縄県収用委員会告示第72号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年 7月27日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長  
 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する牧港補給地区の用に供するための使用  
 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

| 所在        | 地番     | 地目  | 地積 (㎡) |        | 使用しようとする土地の面積 (㎡) |
|-----------|--------|-----|--------|--------|-------------------|
|           |        |     | 登記簿    | 実測     |                   |
| 浦添市字城間城間原 | 479番 3 | 雑種地 | 399    | 399.62 | 399.62            |

- 4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名    | 住所             |
|-------|----------------|
| 喜友名優希 | 沖縄市園田三丁目11番48号 |

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

| 氏名         | 住所                 | 権利の種類                   |
|------------|--------------------|-------------------------|
| 株式会社沖縄海邦銀行 | 那覇市久茂地 2 丁目 9 番12号 | 抵当権者 平成23年 8月24日第16215号 |

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年 7月12日

沖縄県収用委員会告示第73号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年 7月27日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長  
 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する牧港補給地区の用に供するための使用  
 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

| 所在         | 地番     | 地目  | 地積 (㎡) |        | 使用しようとする土地の面積 (㎡) |
|------------|--------|-----|--------|--------|-------------------|
|            |        |     | 登記簿    | 実測     |                   |
| 浦添市字仲西外間門原 | 360番 4 | 雑種地 | 319    | 319.64 | 319.64            |

- 4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名    | 住所             |
|-------|----------------|
| 喜友名一郎 | 沖縄市園田三丁目11番48号 |

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

| 氏名       | 住所             | 権利の種類                 |
|----------|----------------|-----------------------|
| 株式会社沖縄銀行 | 那覇市久茂地3丁目10番1号 | 根抵当権者 平成24年1月18日第895号 |

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年7月12日

沖縄県収用委員会告示第74号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年7月27日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する牧港補給地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

| 所在         | 地番    | 地目  | 地積(m <sup>2</sup> ) |          | 使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> ) |
|------------|-------|-----|---------------------|----------|--------------------------------|
|            |       |     | 登記簿                 | 実測       |                                |
| 浦添市字仲西外間門原 | 373番4 | 雑種地 | 1,278               | 1,278.67 | 1,278.67                       |

4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名    | 住所             |
|-------|----------------|
| 喜友名一郎 | 沖縄市園田三丁目11番48号 |
| 喜友名優希 | 沖縄市園田三丁目11番48号 |

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

| 氏名     | 住所            | 権利の種類                 |
|--------|---------------|-----------------------|
| コザ信用金庫 | 沖縄市上地二丁目10番1号 | 抵当権者 平成23年8月1日第14646号 |

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年7月12日

|   |   |
|---|---|
| 発行所<br>沖縄県総務部<br>総務私学課<br>電話 098-866-2074 | 印刷所 有限会社 金城印刷<br>〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号 |
|---|---|